



2月

生活排水対策推進月間

川などの水の汚れの原因は、約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。その影響は、河川流量が減少する冬季に大きくなります。「食器や鍋の汚れはふき取ってから洗う」「油、食べ残しは流さない」「洗剤は適量使う」の実践にご協力をお願いします。

また、下水道を利用できる地域では下水道への接続を、当面下水道の整備が見込まない地域では合併処理浄化槽の設置をお願いします。

問合先 府環境管理室事業所指導課 (☎06・6210・9585)
Fax 06・6210・9584
※生活排水対策に関する大阪府ホームページ (<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/seihai/>)

長期保存冷蔵庫購入助成金

食品ロス削減を目的として、電圧印加式冷蔵庫など、氷点下で凍結することなく長期間に渡り食品を保管することが可能で、鮮度を保持することがでる食品保管庫を購入・設置する事業者に對して、1事業所1台あたり10万円の購入助成金を交付します。

※対象の機器が事前に環境衛生課へ確認してください。

申請・問合先 購入後1年以内に、所定の申請書と購入金額がわかる領収書などの必要書類を添付し環境衛生課へ。申請書・要綱などはホームページ (http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/sekatsu/kankyo/menu/gomi/gomi_jigou/josei/reizo/ko.html) からダウンロードできます。

※事業所が市税を完納しているかなどの審査があります。一度助成金の交付を受けた事業所は、5年経過しないと再度交付を受けることはできません。



泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例

市では、土砂埋立てなどについて必要な規制を行うことにより、土砂埋立てなどの適正化を図り、もって災害の防止および生活環境の保全に資することを目的として、「泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年4月1日に施行します。

【主な内容】

●500㎡以上3,000㎡未満で、かつ高さ1m以上である土砂埋立てなどは、原則、市の許可が必要です。(3,000㎡以上の場合は、大阪府の許可が必要)

●許可の申請前には、市との事前協議、土地所有者の同意および住民説明会の開催が必要です。

●災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。

●搬入する土砂の発生場所および汚染の恐れがないことの確認・報告や、排水の水質検査を行う必要があります。

●土地所有者は、埋立てなどの施行状況を確認する必要があります。

●条例の規定に違反した場合、罰則(最高2年以下の懲役または罰金)

は100万円以下の罰金 が適用されることがあります。

問合先 環境衛生課

※詳しくは問い合わせてください。



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■3月29日よりティーウェイ航空が第2ターミナルビルに移転します

韓国のLCC(格安航空会社)であるティーウェイ航空(TW)は3月29日(日)より、関西国際空港第2ターミナルビルに移転します。搭乗予定のお客様は、ご利用のターミナルビルをご確認の上、空港へお越しください。

【第2ターミナルビル 航空会社一覧】

- ピーチ・アビエーション
- 春秋航空
- チェジュ航空
- ティーウェイ航空(3月29日～)

【第2ターミナルビルへのアクセス】

エアロプラザ(関西空港駅直結)～第2ターミナルビル間は連絡バス(無料)が運行しています。(所要時間7～9分)詳細は空港ホームページ (<https://www.kansai-airport.or.jp/access/t2>) をご確認ください。



2月7日は「北方領土の日」

北方領土返還要求運動へのご理解ご協力をお願いします。

問合先 府府政情報室

(☎06-6944-6007)

Fax 06-6944-8966)



▲北方領土 エリカちゃん

高齢者自転車安全講習会

日時 2月27日(木)

午後3時～4時

場所 レイクアルスタープラ

ザ・カワサキ生涯学習センター

対象 65歳以上の市内在住者

定員 100人(先着順)

申込・問合先 2月5日(水)～7

日金に電話で道路公園課へ

※受講無料

講習会の参加者に、自転車用ヘルメットと反射材付マフラータオルを進呈します。ヘルメットのサイズはM(56～59cm)またはL(59～62cm)です。



住宅用火災警報器は

家族の命を守る見張り番

【まだ設置していない人へ】

全国で平成30年中住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は、946人(前年比57人増)です。そのうち半数以上の519人が就寝中や火の回りが速いなど逃げ遅れたことによるものです。

命を守るためには、いかに早く火災に気づくかが重要となります。泉州南消防組合火災予防条例では、すべての住宅に設置が義務付けられています。早期に火災を発見するため、まだ設置していない人は、住宅用火災警報器の設置をお願いします。



【すでに設置している人へ】

住宅用火災警報器は、取り付けてから10年を過ぎると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしない恐れがあります。本体の点検ボタンを押す、または紐を引くことで作動確認

ができますので、定期的の実施しましょう。作動しないときは、速やかに電池や本体の交換をお願いします。

問合先 泉州南広域消防本部

予防課(☎469・0886)

応急手当普及員再講習

応急手当普及員として既に認定されている人に、最新の情報や講習方法、指導方法などについて座学や実技を通して再確認していただく講習会です。

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。この再講習を受講することで、さらに3年間有効となります。

日時 3月24日(火)

午前9時～正午

場所 泉州南広域消防本部 5

階研修室(りんくう往来北1番

地の20)

定員 20人(先着順)

対象 次のすべてを満たす人

● 応急手当普及員として既に認定されている

● 当消防組合管内(泉佐野・泉南・阪南市・熊取・田尻・岬町)に在勤し、自身の所属する事業所などにおける応急手当の指導を行う目的である
持ち物 人工呼吸用携帯マスク

(二方向弁付呼吸吹き込み用具)

申込・問合先 3月9日(月)～16

日(月)の平日9時～午後5時30分に電話(音声ガイダンスが流れますので4番「警備課」を押し

てください)、FAXで、泉州南広域消防本部警備課(☎469・

0119 Fax 460・2119)

へ

※受講無料

上級救命講習会

上級救命講習会とは、救命に必要な応急手当(基本的心肺蘇生法・AED使用法・異物除去法・止血法)およびその他の応急手当(傷病者の管理法・外傷の手当要領・搬送法)を学ぶ講習会です。

なお、合計8時間のカリキュラムを履修し、かつ効果測定(実技および筆記)に合格した人には修了証を交付します。

日時 2月26日(水) 午前9時30分～午後5時30分

場所 泉州南広域消防本部 5階研修室(りんくう往来北1番地の20)

対象 当消防組合管内(泉佐野・泉南・阪南市・熊取・田尻・岬町)の在住・在勤・在学者

※お車でお越しの人は、近隣の

有料駐車場をご利用ください。

定員 20人(先着順)

持ち物 人工呼吸用携帯マスク(二方向弁付呼吸吹き込み用具、三角巾)

申込・問合先 2月10日(月)～17

日(月)(土・日曜日、祝日除

く)の午前9時～午後5時30分に電話(音声ガイダンス

が流れますので4番「警備課」を押しください)、FAXで、泉州南広域消防本部警

備課(☎469・0119 Fax 460・2119)へ

※受講無料



さのぽポイントの有効期限が迫っています！

平成29年10月1日～平成30年3月31日に付与されたポイントは3月31日をもってすべて失効しますので、ご注意ください。一度失効したポイントは元に戻すことはできません。

【いまだけ！5,000ポイントプレゼントキャンペーン！】

期間内にさのぽ加盟店でさのぽポイントを合計500ポイント以上利用した人の中から抽選で100人に5,000ポイントが当たるキャンペーンを開催！

期間 2月1日(土)～29日(土)

●期間内にさのぽ加盟店で合計500ポイントを利用すると自動的に応募されます。

●1人1回限りの抽選です。

●当選の発表(さのぽカード番号)はさのぽホームページ、およびLINEで行います。

●ポイントの付与は3月中旬を予定しています。

問合せ 土・日曜日、祝日除く午後1時～7時に泉佐野ポイントカード会(泉佐野まち処内)
☎469・7500

コンビニ交付サービスの一時的停止

メンテナンスのため、コンビニ交付サービスを一時停止します。ご理解ご協力をお願いします。
停止期間 3月5日(木)午後5時30分～終日

内容 戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し
問合せ 市民課



マイナンバーカード(個人番号カード)の休日交付

問合せ 市民課



マイナンバーカード(個人番号カード)の交付について、臨時で市民課窓口の休日開庁を行います。混み合うことがありますので、時間に余裕をもってお越しください。カードの受取は本人のみとなっています。また、暗証番号の設定(4回)が必要となりますので、事前に暗証番号を決めてご来庁ください。(返戻された通知カードの交付も行います。事情により平日・休日の市役所開庁時間に来られない時は、市民課までご相談ください。)

日時・場所 3月7日(土) 午前9時～正午・市役所1階 市民課

持参する書類 ①市役所からの交付通知一式 ②通知カード ③住民基本台帳カード(持っている人のみ) ④本人確認書類(*)

※15歳未満でも必ず本人が来庁してください。15歳未満または成年被後見人の人は、その法定代理人も同行してください。その場合①から④の他に、法定代理人の本人確認書類(④に同じ)と戸籍謄本(法定代理人が親権者の場合)(※1)・登記事項証明書(法定代理人が成年被後見人の場合)

(※1) 法定代理人が本人と同一世帯かつ親子の関係を確認できる場合または泉佐野市が本籍地の場合は不要

【返戻された通知カードの受取について】

マイナンバーの通知カードは、平成27年10月5日現在の住民登録地に簡易書留で世帯分をまとめて郵送されていますが、郵便物の転送手続きをしていた人、不在により受け取れなかった人で郵便局の保管期間が経過した場合などは、市民課に返戻されています。返戻された通知カードは下記の書類を持参し市民課の窓口で受け取れます。

持参する書類

- 本人が受け取る場合…本人の本人確認書類の原本(*)
- 代理人が受け取る場合…下記の①～②(任意代理人の場合は①～③)のすべて
- ①本人の本人確認書類の原本(*) ②代理人の本人確認書類の原本(*)
- ③本人から通知カードを受け取る権限を委任することが明記されている委任状

【代理人による受取】

本人が病気、身体の障害などのやむを得ない理由により、市役所に来ることが困難な場合に限り、代理人にカードの受取を委任できます。その場合、本人確認書類・本人からの委任状・代理人の本人確認書類の他に、診断書・本人の障害者手帳・本人が施設などに入所している事実を証する書類を持参してください。(仕事・学業が多忙なため本人が来庁できないなどの理由は、やむを得ない理由には該当しません。)

(*) **本人確認書類**…運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真付き公的証明書のうち1点。持っていない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類を2点(うち1点は健康保険証、年金手帳、医療受給者証のいずれか)を持参してください。

※上記の休日開庁および平日の市役所開庁時間内に御都合がつかない時は、市民課まで相談してください。

飼い犬の登録内容に 変更はありませんか？

飼い犬の登録内容に左記のような変更があったときは、お知らせください。

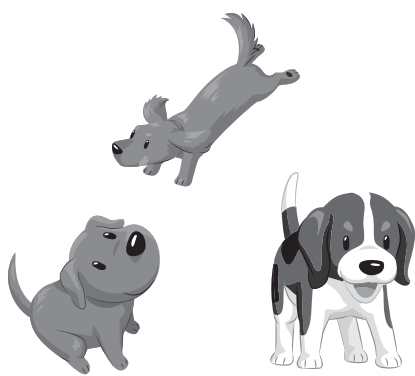
- 飼い犬が亡くなったとき
- 飼い主の住所・氏名が変更したとき

● 犬の住所が変更したとき
なお、市外へ転出・市外の飼い主に変更となったときは、鑑札をもって新しい市町村で変更手続きを行ってください。

また、市外から転入されたときは、旧所在地で交付された鑑札をもって、変更手続きをしてください。

申請・問合先 健康推進課

※手続きには、犬、猫などの動物の同伴は遠慮ください。(盲導犬および介助犬を除く)



使えるお店は454店舗！

(令和元年12月末現在)

泉佐野市

プレミアム付商品券

「忘れていませんか？販売期限、使用期限が迫っています」

お手元に購入引換券やプレミアム付商品券がある人は、期限を過ぎるとプレミアム付商品券の購入や加盟店舗での使用ができなくなりますので、早めに購入や使用をしてください。

なお、未使用のプレミアム付商品券の返金はできません。(商品券の使用期間後も同様)

※泉佐野市に転入した人で、他市町村が発行した購入引換券(購入確認欄に未押印欄がある場合のみ)を持っている人は、泉佐野市が発行する購入引換券との交換手続きが必要になりますので、問い合わせてください。
なお、他市町村で購入した商品券の交換はできません。

販売期限 2月28日(金)まで

使用期限 2月29日(土)まで

問合先 市民向けコールセンター
I (☎0570・666・385
Fax 464・9314)

※対象者など詳しくは、広報いずみさの令和元年9月号をご覧ください。

緊急!!

特殊詐欺にご注意!!

市役所や金融機関などの職員を名乗り、医療費や税金、保険料などの還付金があるため、金融機関やコンビニエンスストアの現金自動預け払い機(ATM)で操作するよう誘導し、お金を振り込ませようとする不審な電話が市内各地で相次いで発生しており、実際に被害も報告されています。

市役所では、訪問や電話により、現金自動預け払い機(ATM)を利用するよう促したり、口座の暗証番号をお伺いしたりすることは一切ありませんのでご注意ください。

問合先 自治振興課



ADRは、法的トラブルの解決方法の一つです。裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手段です。

【事例】
花火大会の日に、「1日900円」という看板を見て、コインパーキングに停めた。終了後出庫のため駐車料金を精算しようとしたら、10,500円の料金が表示された。精算機の下にA4サイズの紙が貼ってあり、「本日30分500円」と書かれていた。すぐ看板に書かれていた電話番号に連絡したが、「運営会社と連絡して欲しい」としか言わないので、仕方なく支払って帰宅した。翌日、運営会社と連絡したが、「当日の料金の貼り紙をしているので問題ない。」と主張し、返金の話は聞けなかったため消費生活センターへ相談が寄せられた。

センターから運営会社に表示に問題があるのではないかと連絡したが、「当日の料金表示は、7日前に3箇所に掲示している。問題があるとは思っていないので返金できない。」という回答だった。相談者が当日掲示され



ADR（裁判外紛争解決手続）をご存知ですか



ていた料金が書かれた貼り紙や道路に面した看板の料金表示などの写真を撮ってあったので、ADR機関の利用を勧めた。

【解説】

「相手と交渉をしても解決しそうにない」「なんとか解決したい」「裁判は時間もお金もかかる」というような場合に、ADRによる解決は選択肢の一つです。

裁判に比べて手続きが簡単で早く、少ない費用で実施できることなどの利点があります。消費生活センターなどでのあつせん不調事案の解決を主な目的として国民生活センターにもADR機関が設置されています。その他、地域の弁護士会や司法書士会といった団体のほか、金融、家電製品、自動車などの業界団体のADR機関があるので、内容によって選ぶといいでしょう。

しかし、話し合いでの解決を目指す手続きですので、相手方が話し合いに応じないといった場合には手続きが開始できません。一致点が見いだせない場合は、未解決のまま終了となります。

【アドバイス】

消費者トラブルの解決には、裁判、調停、ADRなどの手段があります。写真やチラシ、録音などがあると、第三者にも状況が理解しやすいので、解決するのには有効です。

何か困った時は、消費生活センターへご相談ください。



市民公益活動団体紹介

市民のみなさんが積極的にボランティア活動やNPO活動に取り組むことができるよう、市に登録された市民公益活動団体の情報を掲載しています。

関西航空少年団

関西国際空港を拠点にその対岸エリアを中心に航空知識の学習や体験に加え、野外活動・奉仕活動、家族・他団体との交流活動などを行っています。日常生活では体験することのない活動や、団体活動をもつて、問題解決能力を育み、勇敢で、思いやりのある人間性を養い、心身の成長をめざしています。身近な地域社会をはじめ未来の航空業界で活躍する人材育成を成し得、ひいては日本の航空業界の発展に寄与することを目的に活動しています。

「2020年度新団員第2次募集」

対象 新中学3年生（シニア隊）

募集人数 10人

申込締切 2月28日（金）

選考結果発表 3月中旬

【具体的な活動】

規律訓練、セスナ・ヘリコプター飛行体験、パラグライダー飛行体験、キャンプ合宿、水上スポーツ体験、航空研修、航空施設見学、茶道研修、キャリア教育、奉仕活動、雪上スポーツ体験、ハイキング、地域探検、各種団体交流事業など

※インスタグラム (<https://www.instagram.com/kankansai>) にも掲載しています。

【活動費用】

入団費 4,000円（制服購入代金など）

年間団費 6,000円（教材・保険・活動費）

【申込・問合先】 関西航空少年団 団長

（澤原 ☎090-9618-7446）

※募集について詳しくはホームページ (<http://stakansai.web.fc2.com/>) をご覧ください。

QRコード



※市民公益活動団体については、市のホームページ (<http://www.city.izumisano.lg.jp/>) をご覧ください。